

「育てよう 一人一人の人権意識

— 思いやりの心 —

「かけがえない命を大切に」

【人権週間】

12月4日（月）から10日（日）は人権週間です。

この期間に、みんなが今一度人権について考え、お互いの違いを認めあい人権を大切にする「思いやりのある明るい社会」を築きましょう。

なお、皆さんの人権を守るため人権擁護委員が配置され、活動されています。家庭内や隣近所とのもめごと、借地借家の問題など気軽に相談ください。法務局武雄支局では常時、市役所でも毎月1回、両支所で隔月1回相談所が開設されています。

市内の人権擁護委員は次の方々です。

（敬称略）

- ◇蒲地 康義（川良）
- ◇中尾 裕子（下西山）
- ◇瀧川 信行（潮見）
- ◇篠田 いつ子（甘久）
- ◇伴 泰典（梅野）
- ◇東 島 光江（庭木）
- ◇中 村 公茂（大野）
- ◇大 宅 綾子（三間坂）
- ◇杉 岡 龍道（掛橋）
- ◇杉 岳 覚昭（杉岳）

農業や個人事業を営まれている方へ

（償却資産）の申告が必要です。

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（事業用）の3つの資産にかかる税金です。農業を営まれている方や個人事業者の方は、事業に使用されている償却資産を責任を持って申告いただく制度になっています。

申告書は12月中旬までには送付いたしますので、事業に使用されている償却資産の申告をお願いします。（記載の仕方など詳細も送付します。）

償却資産の種類（例） 《構築物》

ビニールハウス堆肥舎
畜舎 舗装路面 等

《機械及び装置》

乾燥糶摺り機、管理機
動力噴霧機 等

《工具器具備品》

パソコン、金庫
事務机 等

お問合せ先 税務課 課税係 電話23-9220

市税の納付（集合徴収）は口座振替が便利です！



担当 山口

・口座振替を利用すると…

- ①毎月、金融機関に行く手間が省けます。
- ②指定日に口座から引き落としますので納め忘れがありません。

・口座振替の申し込み方法

市内の下記金融機関に納付書（納税通知書）・通帳・届出印を持って、窓口で直接お申し込みください。なお、手続きが完了するまで1ヵ月程度かかります。

《取扱金融機関》

佐賀銀行 親和銀行 佐賀共栄銀行 杵島信用金庫 佐賀西信用組合 九州労働金庫
佐賀みどり農業協同組合 郵便局

【平成18年度の口座振替日】* 第7期以降

第7期 12月28日(木) 第8期 1月31日(水) 第9期 2月28日(水)
第10期 3月30日(金)

コンビニでも納付できます！

平成18年度から下記のコンビニエンス・ストアでも納付できるようになりました。

『取扱コンビニエンス・ストア』

セブン-イレブン デイリーヤマザキ（ヤマザキデイリーストア） ローソン エーエム・ピーエム ミニストップ
ファミリーマート スリーエフ ポプラグループ サークルK セーブオン コミュニティ・ストア サンクス

お問合せ先 税務課 管理係 電話23-9220